

令和5年 下呂市農業委員会第12回総会議事録

開催日時	令和5年12月4日	14:00～15:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治（推） 6 番 中島 義彦 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 11 番 二村 昭司 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎（推） 18 番 二村 正明（推） 19 番 熊崎 徹（推） 20 番 中桐 由起子（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推）	
欠席委員	4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三（推） 26 番 杉山 裕（推）	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 53 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 54 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 55 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第12回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 14 番 鎌倉 誠也 委員 15 番 中島 尊治 委員 をお願いいたします。	
会 長	議題第53号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～3ページをお開きください。	
会 長	農地法第3条申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。	

事務局	議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が1件提出されています。 番号1については農振農用地ではありません。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号2については農振農用地ではありません。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号3については農振農用地ではありません。 譲渡人は農業経営を縮小したいため譲渡するものであり、譲受人は兄から申請地を譲り受け農業に励むものです。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。
事務局	担当委員欠席のため事務局にて代読します。 譲渡理由は、申請書2ページ3の事由の詳細のとおりです。申請地は馬瀬小学校の近くであり、畑を荒らすことは避けたいと思います。よろしくお願いします。
15番	2番について説明します。 申請地は野尻の国道沿い、JA集荷場のあたりです。譲受人は譲渡人の甥で、親戚関係であり問題ありません。育苗ハウスとして利用しています。
22番	3番について説明します。 場所は金山町中津原で、下原小学校から東へ500mほど。****寺の近くです。申請者は兄弟関係であり、前々からこの話があったようです。譲受人の夫が今年亡くなられており、これまで借りてきた農地をこの機会に譲り受けることとなりました。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会 長	議題第54号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第54号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、面積については田474㎡、畑201㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（駐車場）として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われます。 以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
11番	1番について説明します。場所は馬瀬惣島で、下山名丸線を振興事務所から3kmほど南下した、****神社の近くです。6月にも一体利用地の転用許可が出ております。親の家で現在空き家となっておりますが、全て処分したいため転用許可を求めるものであります。
9番	2番について説明します。場所は萩原町上村で、駅の裏側、東に200mほどのところ です。現状申請者の自宅は車が1台ほどしか止められず、不足しているため駐車場を作りたいとのことです。北は道路、南は宅地、西は水路、東はこの後5条申請がでてきますので、周辺の状況は問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請2件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長	議題第55号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件面積については田643.46㎡、畑966㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われます。 番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、500m以内に岐阜県立特別支援学校、下呂中学校があることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われます。 番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、500m以内に金山中学校、金山保育園があることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
9番	1番について説明します。先ほどの4条申請の隣です。北と東は道路、南は宅地、西は4条申請中です。高齢で後継者もいないため、農地としての意地も難しくなっており問題ないと思います。
18番	2番について説明します。場所は小川で、下呂中学校の北側。親子間での貸借により家を建てる予定です。周囲の田は全て申請者のものであり、農振区域でもないことから問題ないと思います。
事務局	3番について担当委員不在のため事務局が代読いたします。 場所は金山町金山で、下呂南消防署から200mほど国道沿いに下呂方面、****の隣です。わりと広い面積で、昭和45年に****さんという方が板金屋さんをはじめ、****さんから土地を借りて板金工場と二棟の家を自分で建てました。****さんは病気で亡くなられて板金もやめました。家族がそのまま住んでおり、このたび土地が農地であることに気づき転用許可を求めるものであります。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請3件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

会 長 ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長 以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長 以上をもちまして、第12回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番